

2015 年 3 月 4 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 372 号 ）

国家外貨管理局大連市分局、 新たな外債管理方式を試行 純資産の 2 倍の範囲で借入可能に

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局大連市分局は、2015 年 2 月 27 日付で『大連市外商投資企業の外債借入における比率自律管理政策実行のオペレーション細則』の印刷・配布に関する通達』（大匯発[2015]24 号、以下『24 号通達』という）を公布しました。大連市内の外商投資企業は、従来の「投注差」（投資総額と登録資本金の差額）に基づく外債管理方式に代わって、前年度純資産の 2 倍の範囲内で外債を借入可能な「比率自律管理方式」を選択できるようになります。この比率自律管理方式は、中長期外債についても残高管理を適用し、短期外債と同様、返済後に外債枠を再び利用できるものとみられます。ただし、投資性公司、リース会社、不動産会社等は、比率自律管理方式の対象外となっています。

また、国家外貨管理局遼寧省分局は 2014 年 12 月 2 日付で『遼寧省外商投資企業の外債借入における比率自律管理政策実行のオペレーション細則』の印刷・配布に関する通達』（遼匯発[2014]78 号）を公布し、すでに大連市と同様の措置を遼寧省内（大連市を除く）で実施しています。

□ 登記や元転、口座管理は従来どおり

『24 号通達』付属の『大連市外商投資企業の外債借入における比率自律管理政策実行のオペレーション細則』（以下『細則』という）によれば、大連市内の外商投資企業は外債借入について投注差管理方式か比率自律管理方式を選択することができます（第 3 条）。投注差管理方式を選択し

外債契約登記手続の提出書類

- ✓ 外債登記申請書（会社の基本状況、登記済外債情報、選択する外債管理方式等を記載）
- ✓ 外債契約の原本、契約主要条項のコピー（契約書が外国語の場合は主要条項の中国語訳が必要）
- ✓ 外商投資企業批准証書、営業許可証、前年度の監査済み財務報告表（新設企業の場合は直近 1 期の監査済み財務報告表）
- ✓ 外貨管理局が提出を要求するその他の資料

（『細則』第 5 条）

た場合も後日、比率自律管理方式に転換することができる一方で、比率自律管理方式を選択した場合は

投注差管理方式に戻すことができません。

比率自律管理方式においても、外商投資企業は所在地の外債管理局で外債契約登記手続を行わなければなりません（第5条）。その際には外債枠を確定するため、前年度の監査済み財務諸表を提出する必要があります。借り入れた外債の元転、元利返済、口座管理等については、現行の外債管理規定がそのまま適用されます（第7条）。また、クロスボーダーの保証差入（国外企業が国内企業のために国内金融機関に保証を差し入れる「国外担保・国内貸付（外保内貸）」業務）において、保証履行により大連市内の外商投資企業に對外債務が発生した場合も、『細則』を適用するとしています（第9条）。

□ 他地域でも異なる改革措置を試行

報道によると、外債借入の比率自律管理方式は福建省の平潭総合実験区でも導入されています¹。区内の外商投資企業が前年度純資産の2倍の範囲内で外債を借り入れられるようになっているほか、内資企業も前年度純資産の0.5倍の範囲で短期外債を借入可能としています。

一方、中国（上海）自由貿易試験区では「自由貿易口座」を通じた国外資金の調達が解禁されています²。区内企業は、資本金（払込資本金＋資本積立金）の2倍を上限（一般企業の場合）とする総規模の範囲内で、返済後に調達枠を再度利用可能な残高管理を実行するマクロプルーデンス管理モデルにより、外債を借り入れることができるようになっています。この試行措置の対象には内資企業も含まれていますが、調達資金のリスク因数によって総規模に計上される金額が変わってくることや、現行規定では外債に含まれない外債建てトレードファイナンスも一部の額が計上される等、比率自立管理方式に比べて複雑な管理方式となっています。

＊

『24号通達』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および6ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性やいは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

¹ 平潭多项外汇管理试点政策正式实施 <http://www.pingtan.gov.cn/show.aspx?id=36512>

² 「自由貿易口座」を通じた国外資金の調達については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第369号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0375-XF-0105.pdf>

(日本語仮訳)

国家外貨管理局大連市分局

大匯発[2015]24号

**『大連市外商投資企業の外債借入における比率自律管理政策実行のオペレーション細則』
の印刷・配布に関する通達**

国家外貨管理局金州新区中心支局、各支局、各外貨指定銀行：

『国家外貨管理局による大連市が国务院の設立した金普新区および東北振興重大政策措置に関連する外貨管理政策を貫徹・具体化することに関する承認回答』（匯復[2015]1号）に基づき、大連市外商投資企業の外債借入は比率自律管理を実行することができる。外債比例自律管理政策をさらによく貫徹・具体化するため、国家外貨管理局大連市分局は『大連市外商投資企業の外債借入における比率自律管理政策実行のオペレーション細則』（以下『オペレーション細則』を制定し、合わせて以下の意見を提出する。一括して遵守執行されたい。

- 1、国家外貨管理局金州新区中心支局、各支局は、政策に対する広報力を強化し、管轄内の需要がある外商投資企業が当該外債政策を存分に利用することを十分に支持し、企業融資チャネルおよび融資規模を拡張し、企業の投融資利便化を着実に促進しなければならない。
- 2、各外貨指定銀行は、遅滞なく政策内容を理解および把握し、厳格に『オペレーション細則』の要求に基づき外商投資企業のために外債に係る各種業務手続を行わなければならない。
- 3、『オペレーション細則』の執行中に関連問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局大連市分局にフィードバックすること。

連絡人：王穎 連絡電話：83888336

付属文書：大連市外商投資企業の外債借入における比率自律管理政策実行のオペレーション細則

国家外貨管理局大連市分局

2015年2月27日

付属文書：

大連市外商投資企業の外債借入における比率自律管理政策実行のオペレーション細則

第1条 『国家外貨管理局による大連市が国务院の設立した金普新区および東北振興重大政策措置に関連する外貨管理政策を貫徹・具体化することに関する承認回答』（匯復[2015]1号、以下『承認回答』という）に基づき、大連市外商投資企業の外債借入は比率自律管理を実行することができる。外債比例自律管理政策をさらによく貫徹・具体化し、外商投資企業の対外融資利便化を促進するため、国家外貨管理局の『外債登記管理弁法』および『承認回答』に基づき、本オペレーション細則を制定する。

第2条 本オペレーション細則がいう「大連市外商投資企業の外債借入は比率自律管理を実行することができる」とは、大連市の管轄内に登録する外商投資企業（以下「外資企業」という）が借り入れる短期外債残高と中長期外債残高の合計がその前年度の監査を経た純資産金額の2倍を超えてはならないことを指す。

第3条 外資企業は、自社の「投注差」、純資産状況および既存の外債借入状況に基づき、比率自律管理方式を選択または現行の「投注差」管理方式を選択することができ、原則としてこのうちの1種類の管理方式のみを選択することができる。「投注差」管理方式を選択した外資企業は、あらためて比率自律管理方式を選択することができるが、すでに比率自律管理方式を選択した外資企業は再び「投注差」管理方式を選択することができない。

第4条 外商投資性公司、外商投資リース会社および外資不動産企業等の大連市の管轄内の特殊類外商投資企業は、なお現行の外債借入規定により管理する。

第5条 外貨管理局は、比率自律管理方式を選択した外資企業に対し、引き続き登記管理を実行する。外資企業は、外債契約締結後15営業日以内に以下の資料を持参して所在地の外貨管理局で外債契約登記手続を行わなければならない。

1. 外債登記申請書（外債登記申請書において会社の基本状況、すでに登記した外債情報およびどの外債管理方式を選択するか等を説明しなければならない）。
2. 外債契約の原本および契約の主要条項のコピーで、契約が外国語文である場合は別途、契約の主要条項の中国語翻訳を添付しなければならない。
3. 外商投資企業は批准証書、営業許可証および前年度の監査を経た財務報告表等の文書を提出しなければならない。
4. 新設の外資企業が外債契約登記を行うとき、必ず直近1期の監査を経た財務諸表を提出し

なければならない。

5. 外貨管理局が提出を要求するその他の資料。

- 第6条** 外貨管理局は、外債登記資料の要素審査原則に基づき、企業が提出する外債登記資料を真剣に審査し、合わせて資本項目情報システムを通じて企業の外債登記過去データを照合しなければならない。外債登記条件に合致する場合、外貨管理局は規定により企業のために外債契約登記手続を行わなければならない、登記条件に合致しない場合、遅滞なく企業に原因を説明しなければならない。
- 第7条** 比率自律管理方式を選択して外債契約登記を行う外資企業について、その外債資金の借入、元転、元利返済および外債口座管理等は、なお現行の外商投資企業外債関連管理規定に基づき取り扱う。
- 第8条** 「投注差」管理方式を選択して外債契約登記を行う外資企業は、なお現行の外債借入規定に基づき管理する。
- 第9条** 外資企業が行うクロスボーダーの国外担保・国内貸付に係る、担保人の履行が発生した後に形成された国内機構の対外債務は、本オペレーション細則を適用する。
- 第10条** 銀行は、厳格に外債管理規定および業務展開3原則に基づき、企業が提出する関連資料を審査し、企業のために外債資金の流出入、口座管理および為替等の業務を取り扱わなければならない。
- 第11条** 規定に違反して企業のために外債業務手続を行った金融機関および虚偽資料、情報を提供して外債業務手続を行った企業について、外貨管理局は『中華人民共和国外債管理条例』および『外債登記管理弁法』等の関連規定に基づき処罰を下す。
- 第12条** 本オペレーション細則は、国家外貨管理局大連市分局が解釈し、説明していない事項は現行の外債管理規定に基づき取り扱う。
- 第13条** 本オペレーション細則は、発布の日より実施する。

(中国語原文)

国家外汇管理局大连市分局

大汇发[2015]24 号

关于印发《大连市外商投资企业借用外债实行比例自律管理政策操作细则》的通知

国家外汇管理局金州新区中心支局，各支局，各外汇指定银行：

根据《国家外汇管理局关于大连市贯彻落实国务院设立金普新区和东北振兴重大政策举措有关外汇管理政策的批复》（汇复[2015]1 号），大连市外商投资企业借用外债可实行比例自律管理。为更好贯彻落实外债比例自律管理政策，我分局制定了《大连市外商投资企业借用外债实行比例自律管理政策操作细则》（以下简称《操作细则》），并提出以下意见，请一并遵照执行。

- 一、 国家外汇管理局金州新区中心支局、各支局应加大对政策的宣传力度，充分支持辖内有需求的外商投资企业用好用足政策，扩展企业融资渠道和融资规模，切实促进企业投融资便利化。
- 二、 各外汇指定银行应及时了解和掌握政策内容，严格按照《操作细则》的要求为外商投资企业办理外债项下各项业务。
- 三、 《操作细则》在执行中如遇问题，请及时向我分局反馈。

联系人：王颖 联系电话：83888336

附件：大连市外商投资企业借用外债实行比例自律管理政策操作细则

国家外汇管理局大连市分局

2015 年 2 月 27 日

附件：

大连市外商投资企业借用外债实行比例自律管理政策操作细则

- 第一条** 根据《国家外汇管理局关于大连市贯彻落实国务院设立金普新区和振兴东北重大政策举措有关外汇管理政策的批复》（汇发[2015]1号，以下简称《批复》），大连市外商投资企业借用外债可实行比例自律管理。为更好贯彻落实外债比例自律管理政策，促进外商投资企业对外融资便利化，依据国家外汇管理局《外债登记管理办法》和《批复》，特制定本操作细则。
- 第二条** 本操作细则所称大连市外商投资企业借用外债可实行比例自律管理，是指在大连市辖内注册的外商投资企业（以下简称“外资企业”）借用的短期外债余额与中长期外债余额之和不得超过其上年度经审计净资产数额的2倍。
- 第三条** 外资企业根据自身“投注差”、净资产状况及已借入外债情况，可选择比例自律管理方式或选择按现行的“投注差”管理方式，原则上只能选择其中一种管理方式。选择“投注差”管理方式的外资企业可以重新选择比例自律管理方式，已选择比例自律管理方式的外资企业不能再选择“投注差”管理方式。
- 第四条** 大连市辖内特殊类外资企业，如外商投资性公司、外商投资租赁公司和外资房地产企业等仍按现行借用外债规定管理。
- 第五条** 外汇局对选择比例自律管理方式的外资企业依旧实行登记管理。外资企业应当在外债合同签约后15个工作日内持下列材料到所在地外汇局办理外债签约登记手续：
- （一）外债登记申请书（外债登记申请书中应说明公司的基本情况，已登记外债信息及选择何种外债管理方式等）；
 - （二）外债合同正本及合同主要条款复印件，合同为外文的应另附合同主要条款的中文译本；
 - （三）外资企业应提供批准证书、营业执照和上年度经审计的财务报表等文件；
 - （四）新设的外资企业办理外债签约登记时，须提供最近一期经审计的财务报表；
 - （五）外汇局要求提供的其他材料。
- 第六条** 外汇局应根据外债登记材料要素审核原则，认真审核企业提交的外债登记材料，并通过资本项目信息系统核对企业外债登记历史数据。符合外债登记条件的，外汇局应按规定为企业办理外债签约登记手续，不符合登记条件的，应及时向企业说明原因。
- 第七条** 选择比例自律管理方式办理外债签约登记的外资企业，其外债资金提款、结汇、还本付息和外

债账户管理等, 仍按照现行的外商投资企业外债相关管理规定办理。

第八条 选择“投注差”管理方式办理外债签约登记的外资企业, 仍按现行借用外债规定管理。

第九条 外资企业办理跨境外保内贷项下担保人发生履约后形成的境内机构对外债务, 适用本操作细则。

第十条 银行应严格按照外债管理规定和展业三原则, 审核企业提交的相关材料, 为企业办理外债资金流入、账户管理和汇兑等业务。

第十一条 对于违规为企业办理外债业务的金融机构和提供虚假材料、信息办理外债业务的企业, 外汇局将依据《中华人民共和国外汇管理条例》和《外债登记管理办法》等相关规定予以处罚。

第十二条 本操作细则由国家外汇管理局大连市分局解释, 未尽事宜按现行外债管理规定办理。

第十三条 本操作细则自发文之日起实施。